

④ 株式の評価損

Q : 当社が所有している株式の価額が下落していますので、評価損を計上したいのですが、何か要件がありますか？

A : 次のような要件を満たさなければ、計上することはできません。

【解説】

法人税では、次の事実がある場合には、有価証券の評価損が計上できるとしていますので、これを満たさない場合には評価損の計上は認められません。

① 上場株式等について

上場株式等(企業支配株式以外)について、有価証券の価額が著しく低下したこと(期末の時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいいます)

② 上場株式以外の有価証券等について

上場株式以外の有価証券及び企業支配株式について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した場合(発行法人の期末の1株当たりの純資産価額が、取得時の1株当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回る場合をいいます)

③ その他

会社更生法の規定に基づく更正手続きの開始決定等により、有価証券について評価替えをする必要が生じたこと

なお、この評価損の計上は、損金経理により帳簿価額を減額した場合に限り認められ、申告調整による場合には認められません。

